

各都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う精神保健指定医の指定後の研修の中止
による受講の延期等に関する取扱いについて

精神保健指定医（以下「指定医」という。）については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第19条第1項により、5の年度ごとに厚生労働大臣の登録を受けた者が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならないとされており、これに関する手続については、平成8年3月21日付け健医精発第20号「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」（以下「要領」という。）のとおりとしているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に開催が予定されていた更新研修について、全日程が中止となりました。これを受けて、令和2年8月13日付け障発0813第1号（以下「受講延期通知」という。）により、本年度において当該研修を受けなければならない者（以下「対象者」という。）について、受講の延期及び精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）の有効期限の延長が行われたところですが、これに関する手続きについては、下記のとおりとしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1 受講の延期について

- (1) 今般の研修中止により、本年度中の更新研修の受講ができなくなったことから、受講延期通知により、対象者は、法第19条第2項に定める「やむを得ない理由」があると認められるとして、1年間の受講の延期及び指定医証の有効期限の延長が行われています。
- (2) (1)の措置については、対象者からの要領1(3)の申請は不要とします。ただし、海外渡航等の事由により、2年以上の受講延期について、別途認定を受けようと

する者は、要領に定めるとおり、申請書及び必要書類を住所地の都道府県知事又は指定都市の長に提出し、厚生労働大臣の認定を受ける必要があります。

(3) 各都道府県又は指定都市は、(1)の措置が行われた旨を、対象者及び管下の医療機関に対し、適宜の方法で周知願います。

2 指定医証の有効期限について

(1) 既に対象者に対し交付済みの指定医証に記載のある有効期限については、受講延期通知により、「令和3年3月31日」とあるのは、「令和4年3月31日」と読み替えられますが、これに関し、対象者に交付済みの指定医証の回収及び再交付の必要はありません。

(2) 対象者から、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の3に基づく指定医証変更の申請があった場合、都道府県又は指定都市は、変更後の指定医証を返還又は交付する際に、併せて有効期限も訂正又は認定後の有効期限を記入願います。

3 その他

(1) 対象者から1(1)の措置を希望しない旨の申し出があった場合は、要領4に定める辞退の手続によることとし、当該辞退の届出書及び指定医証の提出を対象者に求めてください。

(2) 以上に定めるもののほか、対象者に関する手続については、要領その他厚生労働省から別途指示する内容のとおりとします。

以上